

東大和市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は東大和市（以下「市」という。）の資産を広告媒体として活用し、自主財源の確保を図るため、広告を掲載又は掲示（以下「掲載」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 次条に掲げる広告媒体に広告掲載を行う個人若しくは法人。ただし、次号に掲げる広告取扱事業者を介して掲載を行う個人若しくは法人を除く。
- (2) 広告取扱事業者 前号に掲げる広告主を代行して広告掲載を行う法人。

(広告媒体)

第3条 広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の公有財産（広告のための設備・機材を設置しての掲示を含む）
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めたもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定により、風俗営業と規定される業種並びに類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種
- (3) 社会的に問題を起こしている業種や事業者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の信用及び品位を損なうおそれがある等、市長が市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないとするもの

(広告の掲載基準)

第5条 掲載することができる広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (3) 法律又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (4) 公序良俗に反し、又はおそれがあるもの
- (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の信用及び品位を損なうおそれがある等、市長が広告媒体に掲載することが適当でないとするもの

(広告の募集等)

第6条 広告主及び広告取扱業者（以下「広告主等」という。）の募集及び広告掲載に必要な手続は、市長が別に定める。

(広告掲載物品の寄附受入れ)

第7条 市長は、広告主等が製作する広告が掲載された物品について、寄附の申入れがあった場合、当該広告が第4条及び第5条に該当しないときは、寄附を受け入れることができる。

2 市長は、前項の規定により広告掲載物品を受け入れるときは、広告主等と広告掲載物品の寄附に関する書面を交わすものとする。

(広告掲載の承諾)

第8条 広告主等は、当該広告掲載に係る広告の内容、デザイン、形状、材質等(以下「仕様」という。)について、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、承諾を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(広告主等の責務)

第9条 広告主等は次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 広告の仕様について責任を負うこと。

(2) 広告の掲載について、関係法令を遵守すること。

2 広告主等は、広告の掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告の掲載順位)

第10条 広告の掲載申込みが広告掲載枠数を超える場合は、次に掲げる申込者の順に掲載を決定するものとする。この場合において当該申込みが同一条件であるときは、掲載希望期間の長い順に決定するものとし、掲載希望期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格を有する私企業で、市の区域内に事業所を有するもの

(3) 公共的性格を有する私企業で、市の区域内に事業所を有しないもの

(4) 前3号に掲げる事業者以外の事業者で、市の区域内に事業所等を有するもの

(5) 前1号から3号までに掲げる事業者以外の事業者で、市の区域内に事業所等を有しないもの

(広告料)

第11条 広告主等は、市長が指定する期日までに広告料を納付しなければならない。

2 広告料の額は、別に定める。

3 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(審査)

第12条 各広告媒体の担当部は、選定及び広告の仕様に関する審査を行う。

2 前項の規定による審査において疑義が生じた場合には、次条に規定する東大和市広告審査委員会に広告掲載の適否を審査依頼することができる。

(広告審査委員会)

第13条 広告掲載の適否を審査するため、東大和市広告審査委員会(以下「広告審査委員会」という。)を設置する。

2 広告審査委員会は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 企画財政部長
- (2) 秘書広報課長
- (3) 総務管財課長
- (4) 産業振興課長
- (5) 地域振興課長

3 広告審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部長の職にある者を、副委員長は秘書広報課長の職にあるものをもって充てる。

4 広告審査委員会の庶務は、企画財政部秘書広報課において処理する。

(広告審査委員会会議)

第14条 広告審査委員会は、各広告媒体担当部の依頼を受け、委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

2 広告審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 広告審査委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 広告審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に広告審査委員会への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

(広告主等の届出義務)

第15条 広告主等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、広告内容等に変更があったとき。

2 市長は、前項に基づく広告主等からの届出に対し、その内容について承諾するとともに、必要に応じて広告主等に通知するものとする。

(広告掲載の取消)

第16条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主等が、広告料を指定期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主等及び広告取扱事業者を介して掲載を行う個人若しくは法人の反社会的行為等の事情により、広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消の決定に当たり、広告審査委員会に意見を聴くことができる。

3 第1項により広告の掲載決定を取り消す場合には、市長は広告主等に通知するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月7日から施行する。